報 道 資 料

令和5年3月15日 消費・生活安全課 食品安全推進係 担当:中森、松村 内線:3180,3182 が イヤルイン:27-8681

食中毒事件の発生について

令和5年3月13日(月)8時30分頃、桜井市内の飲食店経営者から「店舗を利用した客が食中毒様症状を呈している」旨の連絡が中和保健所にありました。

中和保健所が調査したところ、3月8日(水)に友人ら5名で利用したグループの全員が9日(木)午後3時を初発として嘔吐、下痢等の症状を呈し、うち2名が医療機関を受診していることが判明しました。また、従業員3名のうち2名が3月9日(木)~10日(金)にかけて同様の症状を呈していました。調査の結果、有症者の共通食は当該施設で提供された食事のみであること、有症者の発症状況が類似していること、有症者を診察した医師から食中毒の届出があったことから、同保健所は当該施設で調理された食事を原因とする食中毒と断定し、2日間の営業停止を命じました。

なお、重症者はおらず、全員快方へ向かっています。

発 生 日 時	令和5年3月9日(木) 午後3時(初発)~
有症者関係	有症者数: 5名 男 性: 0名 女 性: 5名(21歳~53歳) 受診者数: 2名
主症状	有症者(5名)の状況 発 熱:5名(37、2℃~38、5℃) 吐き気:4名 嘔 吐:3名(3~7回) 下 痢:3名(1~6回) ※ 症状の重複を含む
原因施設	所在地: 名 称: 報道資料提供後、一定期間が経過していますので、 営業者: 施設情報は削除しています。 業 種:
原因食品	3月8日(水)に提供された食事
病因物質	ノロウイルス
検 査 状 況	有 症 者 の ふ ん 便 : 5 名 (4 名からノロウイルス検出) 従 業 員 の ふ ん 便 : 3 名(2 名からノロウイルス検出)
措置等	行政処分:3月16日(木)から17日(金)まで2日間の営業停止 なお、3月15日(水)から営業を自粛しています 指導事項:施設の洗浄・消毒、従業員の衛生管理の徹底、 従業員に対する衛生教育

メニュー

ラウンドプレート(ハンバーグ、唐揚げ、エビフライ、生野菜、タマゴサラダ、ツ ナマヨ、スパゲティ、スープ、デザート)、自家製ローストビーフプレート、エビフ ライランチ

年齢	~9歳	~19歳	~29歳	~39歳	~49歳	~59歳	~69歳	70歳~	合計	
男性	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
女性	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)	3(0)	0(0)	0(0)	5(2)	
計	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)	3(0)	0(0)	0(0)	5 (2)	

()受診者 再掲

住所別

橿原市: 4 名 田原本町: 1名

参考

食中毒発生状況(奈良市を含む)

本年度(本件を含む) 件数: 1 件 有症者数: 5名 有症者数: 昨年度同時期 件数 2 件 46名 昨 年 度 件数: 2件 有症者数: 46名

★報道機関の皆様へ★

県民の皆様への下記事項の情報提供・啓発にご協力お願いします。

ノロウイルスによる食中毒について

く特徴>

人の腸管内でしか増殖できないウイルスで、細菌性食中毒と異なり、冬場に多発します。 また、少量(数個から100個程度)でも体内に入ると増殖し、食中毒様症状を起こすので、 注意が必要です。体内に取り込まれてから通常24~48時間で発症します。

<症状>腹痛、下痢、おう吐、発熱等

<原因>

- ・患者の糞便や吐物により汚染を受けた手指などを介して汚染された食品を食べた場合
- ・感染した人を介して汚染された食品を食べた場合
- 汚染されていた生カキや貝類を、生あるいは十分加熱せずに食べた場合

<対策>

調理前、食事前、用便後は、石けんを使い、十分に時間をかけて手洗いをしましょう。 食品を十分に加熱 (85℃1分間以上) しましょう。

ノロウイルスによる汚染のおそれがある二枚貝などの食品は、中心部が85~90℃で90秒 上の加熱が望ましい。 下痢・おう吐等の消化器系症状がある場合は、調理業務を控えましょう。 以上の加熱が望ましい。

(電子顕微鏡写真)

況

有症者の発生状